

CSRと環境と未来と

3つのクオークの時代に、6つのクオークの存在と対称性の破れ理論を発表したのは1973年、6つ目のクオークが発見されたのが1995年、対称性の破れが実証されたのが2001年、ノーベル物理学賞を受賞したのが2008年でした。小林・益川理論です。

ゆらぐことのない強固な信念のみが、新たな世界を切り開きます。時代を変え、次世代の安定と平衡を築いていきます。

CSRニュースレター・バックナンバー

- Vol001. CSRはなぜ必要か
- Vol002. CSRことばの意味を知る
- Vol003. 社会(CSR)マネジメント
- Vol004. 会社とはなにか
- Vol005. 会社の存在理由
- Vol006. ガバナンスとはなにか
- Vol007. 持続可能性とはなにか①
- Vol008. 持続可能性とはなにか②
- Vol009. 予防措置原則とはなにか(本稿)

お問い合わせは

トリプルボトムラインLLP
〒460-0016
名古屋市中区橋1-17-28
TEL052-321-8711
FAX052-321-8712

TBL^{LLP}

トリプルボトムラインLLP

Mail: info@tblllp.com

URL: http://tblllp.com

TBL^{LLP} TRIPLE BOTTOM LINE Limited Liability Partnership トリプルボトムライン有限責任事業組合



ディーセンシーのすゝめ

ディーセンシー-deerneyは、時と場所と立場(身分)によって異なること、軽じて、礼儀正しい、上品な、きちんとした、見苦しくない、情み深いなどという意味があります。ありがたしい、ええところ、といったら分かりやすいかもしれません。

人のここにそれさえあれば、そう正論をまちがうことがないという事です。CSRの時代といわれる今日、このことばを一つこれに持ってほしいものです。きっと、いままで見えなかったものが見えてきます。

Copyright (C) TRIPLE BOTTOM LINE Limited Liability Partnership. All rights reserved.

☆編集室から

CSRニュースレターVol.009をお届けします。今回は2009年4月1日発行予定です。ニュースレター各号は、配布用pdfを用意しています。

ご入用の方は、Mail: info@tblllp.com までご連絡ください。

企業の自立

CSRニュースレター2009・01・01

Vol.009

特集 予防措置原則とはなにか

～未来を措置するとはなにか～

未来とは、人と組織にとつて持続可能性のことです。未来がなければ、いま現在もありません。というより、いま現在の価値がないという意味です。

未来を措置する(take a measure)というマネジメントがあります。予防措置という方法をつかって、未来を措置する。とですが、それは予防措置(裏面)から入つて未来措置(表面)へ抜け出すというイメージです。

そこには真っ青な空が広がっています。

沈黙の春

持続可能性を歴史からたどっていくと、1987年のブルントラント委員会「われら共有の未来」に辿りつきますが、その精神的な源流はというと、1962年のレイチエル・カーソン「沈黙の春」に行きつきます。

「春がきたが、花は咲かない、鳥は鳴かない。それは沈黙の春だった。(略)」

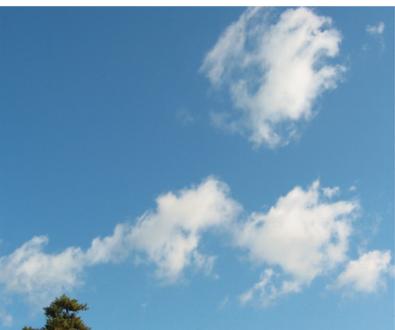
人間は自然界の動物とは違うのだといくら言い張つても、人間も自然の一部にすぎない。

私たちの世界はひどく汚染している。人間だけ安全地帯に逃げ込めるだろうか」

沈黙の春は、とくに農業など合成化学物質の人と自然に与える脅威を指摘するものでしたが、その主張は四半世紀の歳月をかけて、予防措置という原則に到達します。環境など複雑系という対象について人のとるべき原則は「疑わしきは措置する」というアプローチだという原則です。

疑わしきは措置する

「疑わしきは罰せず」というのが、刑法の原則ですが、これは「いくら疑わしくとも、立証されなければ罪とされない」ことで、万一にも冤罪により処刑されてしまうことがあつてはならないという予防措置です。



迎春

「学、もつて止むべからず。
青、藍より出でて、藍より青し(荀子)」

あけまして、おめでとうございます。
激動の今年、なにより大切なのは、
いかなるときでも、変えることのない
自らの信念です。

明日の、空の青。

立証できないために真犯人を罪科に処すことができなかったという不始末より、冤罪を招いてしまう事態の方がはるかに重いという社会的な判断からきています。

～ここで重要となるのは、より重い危機の方を事前に回避するという予防措置とその手順という視点です。

「疑わしき」をそっくり人為と生態系や地球との関係、また人為と社会や世界との関係におきかえると、措置されるのは人為であり、人為がそれら地球や世界に与えつづけている負荷のことです。

～ここで立証されなければ対処されないとするならどんな人為と行為も是認されてしまいます。気づいたときには太平洋の島嶼が海中に沈み、シベリアのツンドラが融解していたということになりかねません。人為とこれらとの関係は、「疑わしきは措置する」ようではできません。これ以上のダメージを防ぐことはできません。これを予防措置原則といえます。

予防措置原則

予防措置原則(precautional principle)として最も分かりやすい定義は、1998年のウィングスプレッド宣言です。

「ある行為が人間の健康と環境とに害を及ぼす恐れがある場合は、たとえその原因と結果の関係が科学的に立証されなくとも、予防措置を講じてこれを回避しなければならぬ」

この宣言を出したウィングスプレッド会議は、科学者、哲学者、法律家、環境活動家など32名、筆証責任は供給者側にあることを指摘、また政府、企業、共同体、そして科学者たちに、政策決定にあたってはこの予防原則を適用するよう要求する声明をともなっていました。

このもととなった最初の宣言は、国連が主導した「環境と発展のための世界会議」いわゆる地球サミットでした。

地球サミット

地球サミットの第1回は1992年ブラジルのリオデジャネイロで開催され、リオ宣言が採択されましたが、その第15条の主旨は「各国は、環境を保護するために、十分な科学的な確証がなくとも、能力に応じた予防措置アプローチを講じなければならぬ」というものです。

この宣言に署名したのは世界172か国、当時のほぼすべての国際連合加盟国でした。このとき同時に生物多様性条約および気候変動枠組条約地球温暖化条約も採択し、このリオ宣言15条とほぼ同文の条項に署名しています。

特集 予防措置原則とはなにか

未来を措置するとはなにか

つづき

予防措置原則がなぜ必要か

その後の対応は国連加盟各国でまちまちでした。

EU(欧州連合)は、1994年のマーストリッヒ条約(EU設立条約)に、予防措置原則をくわえて批准しました。

日本はリオ宣言をうけて、生物多様性条約とともに気候変動枠組条約を1993年に批准、さらにその具体的なプログラムである京都議定書を1995年に受諾しています。

したがってそこに内包する予防措置原則も当然批准していることになりませんが、EUのように単独の条文はつくっていません。そしてアメリカは京都議定書そのものを批准しませんでした。

アメリカがその根拠としたのが「地球温暖化とその影響は、科学的な知見として立証されていない」という主張でした。「自国の経済活動が阻害される」という理由がそれにつづきます。

これは逃げ口上で、以下のように主張そのものを科学的に反論できます。ただそうした大国の主張の影響は大きく、いま現在にまで及んでいます。その事実が、持続可能性のために予防措置原則が必要とする理由です。

複雑系ということ

そもそも人為と生態系の世界は複雑系であり、結果と原因という因果関係が立証にくいことが少なくありません。

そしてまさにその「立証しきれない」というところに「科学的な知見」との齟齬が生じます。

科学的という基本スタンスは、「実証可能」なこと「再現可能」なことを「完全な立証」としてもとめることだからです。

しかし複雑系が人と自然への脅威である場合は、予防と回避の行動を起こさないわけにはいきません。実証された時ではすでに手後れとなってしまうからです。

したがって将来への自然と生態系の維持、環境と地球の持続可能性、また将来への人とその生存、国と世界の持続可能性などに対しては、科学的なアプローチを最大限試みた結果として、その起こりうる事態を確率で示すこと、それが原理的な手順です。天気予報もその手順を踏んでいます。地球規模の気候変動もその枠組みのなかにあります。

90%を超える確率

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告(2007年)は、最新の見解として、地球温暖化の因果関係を次のように報告しています。

「気候システムの温暖化には疑う余地がなく(unequivocal)、大気や海洋の全球平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。

温暖化の大部分が、人為による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い(very likely)60%超える)」

気候モデルとしてのシミュレーション分析による科学的根拠です。

予防措置原則の応用

予防措置原則は、世界のいま現在と未来への持続可能性を実現する原則ですが、実現するという点からは決断とアクションを求めるものです。したがってそのまま人と組織の持続可能性の実現へ応用できます。

対象によって予防措置の内容がかわります。組織のアウトプットの側面ではまず利用者を対象とし「利用者安全衛生および生態系保護」を講じることになりま。市場から利用者にわたった製品・サービスが、あらゆる可能性から利用者の心身の健康と安全を損なうことのない予防措置をとり、また都市内生態系および都市外生態系と地球環境を損なうことのない予防措置を講じます。

再生可能資源

インプットの側面では協力者(供給者)を対象とし「資源としてのエネルギーおよびマテリアル(原材料)が、地域および地球環境を損なうことのない予防措置」を講じることになります。原則として再生可能なエネルギーおよびマテリアルとし、また購入にあたっては社会的な均衡に配慮したフェアトレードをとります。

生産にかかわるプロセスの側面では「地域社会を対象とし、その安定と平衡を損わない予防措置」として、省エネルギーと省マテリアル、ゼロエミッションを徹底します。

プロセスにおいてはまた「就業者を対象とし、その生産、営業、管理という仕事面から、その安定と平衡を損なわない予防措置(雇用の持続)」として、関連するあらゆる事業の創出とそれへの取り組みにともなう再配置を講じます。

その先にある、予防措置原則が人と組織とに資するところがマネジメントの側面です。

持続可能性マネジメント

いま現在の情勢は、世界同時不況の真只中にあります。予防措置原則は、いまこの世界にある人と組織のマネジメントにうまく応用できるでしょうか。結論からいえば、いつでもできますが、いま現在だから余計にうまく応用できます。

持続可能性マネジメントの本質をひとことといえば、自主独立と自給自足です。自主独立はいかなる外部にも精神的・物理的・法的・政治的に依存しないことです。海外に拠点をもつ多国籍企業であればなおさら、本社の在する本国のみに依存できません。多国籍でなくともいずれば外部に依存することなく自前のシステムで組織の生存を維持していかなければなりません。

特集 予防措置原則とはなにか

未来を措置するとはなにか

つづき

自主独立

さきの利用者や就業者に対する予防措置原則の適用は、すでに組織がいかなる他者からも自主独立していることを意味しています。自らの行為を自らの規範でもっとも合理的に判断しているからです。

くわえて経済的また物質的な側面を自給自足する、とくにエネルギーは自組織の用地の範囲で可能な限りの規模で、たとえばメガソーラーシステムを建設、バイオマスなどその他の再生可能エネルギーを補助として、エネルギーそのものを自組織内で自給自足することとします。

以下マテリアルについても理念は同様です。自組織の用地内で、栽培植物によるエンジニアリングプラスチックを生産します。それがマテリアルそのものの一部を自給自足することになります。

肝心なことは、それらの予防措置によって、組織の製品・サービスの生産コストを低減させることになりま。その生じた結果を価格低減に反映させます。

廉価に供給する

不況の克服はいまや世界の課題ですが、同時にそれぞれ人と組織の課題です。消費のしだいの拡大のためには、製品・サービスの廉価化が欠かせません。廉価化とは値引きとかで対応する範囲を超えた価格革新のことですが、たとえばこれまでの実売価格を半減するほどの革新を行なうことです。

エネルギーやマテリアルを自給自足する意義の一つもまたその廉価化の実現にあります。さらにその付加価値の創出が、同時に就業者の就業の確保およびその革新と発展という持続可能な将来性に結びついていくことにあります。

事業継続計画

以上の予防措置原則の応用については、従来からのマネジメントの飛躍を要しますが、既存システムの転用も可能です。統合的なリスクマネジメントはその概念と食い違いがこりりますが、事業継続計画に対しては親和性があります。

事業継続計画がもつ、緊急時の緊急対策本部態勢(本部長にトップマネジメント)、緊急記者発表態勢、復旧時間管理態勢などの仕組みです。予防措置原則とマッチングした事業継続計画は、より組織の持続可能性に資していきます。

予防措置原則は、持続可能性の実現への多用途なツールとして活用するものです。

未来を措置する

その先に未来があります。措置する対象としての未来は、単なる青写真ではありません。予防措置と同じように、未来の世界と地球とに自らの人と組織をうまくセッティングすることです。その未来が、人と組織の10年、20年単位の持続可能性であり、そのまま世界の持続可能性です。

(文)TBLILP代表 志水洋右



エノキ(榎)
ニレ科エノキ属の落葉高木
大気浄化能力Aの環境樹木です。
江戸時代に一里塚としてよく植えられ
現在も残るものがあります。
国蝶オオムラサキの食樹です。

*企業の自立とは

企業が社会(当局・政府・行政、地域社会、市場、P.O.N.G.Oなどに、またその主体性法律・条令・地域慣習・商慣習などに制せられる)でなく、企業が社会をつくる、よき影響をあたえて変革していく、という意思をもって事業を営んでいく姿勢のこと。きたるべき時代つなげたい、TBLILPのコンセプトです。

SASAC2020(2008.06 策定) 持続可能性評価規準(目次)

- 1 ガバナンス、出資者と経営者
 - 1.1 組織の概要
 - 1.2 理念
 - 1.3 ガバナンス体制
 - 1.4 ガバナンス・コード
 - 1.5 財務と業績
 - 1.6 事業継続管理
 - 1.7 行為規範(コンダクト・コード)
- 2 利用者、消費者、生活者
 - 2.1 利用者の安全衛生
 - 2.2 品質管理
 - 2.3 利用者の抱負(ライフスタイル要請)
 - 2.4 研究開発
- 3 就業者(従業員)
 - 3.1 デイリーストック
 - 3.2 就業者の安全衛生
 - 3.3 ファミリー・フレンドリー
 - 3.4 就業者の抱負(ワークスタイル要請)
 - 3.5 就業者の職務評価
 - 3.6 就業者の経営参画
- 4 地域社会
 - 4.1 上下流の協力者、供給者(サプライヤー)
 - 4.2 市場と業界
 - 4.3 P.O.N.G.O・メディア
 - 4.4 地域社会
 - 4.5 世界と無償の行為(フリー・アクト)
- 5 地球環境
 - 5.1 マテリアルバランスと環境管理
 - 5.2 エネルギー
 - 5.3 マテリアル(原材料)
 - 5.4 水
 - 5.5 温室効果ガス
 - 5.6 汚染物質・有害物質
 - 5.7 廃棄物
 - 5.8 生物多様性